

諮問番号：平成30年度諮問第43号
答申番号：平成30年度答申第41号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

処分庁からは、通院に係る交通費について、A市の交通費助成制度を利用するよう指導されていた。請求人は、処分庁の瑕疵ある説明により、平成22年3月から平成28年5月までに要した移送費の申請を行うことができなかったのがあるから、処分庁は、当該期間に要した移送費を遡及して支給すべきであり、本件申請を却下した原処分（生活保護変更申請却下処分）は違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

本件申請は、緊急の場合などであって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があったとは認められない。また、3か月を超えて遡及する期間の移送費を追加支給することは、保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない。よって、原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法（以下「法」という。）及び処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、処分庁の瑕疵ある説明により、平成22年3月から平成28年5月までに要した移送費の申請を行うことができなかったにもかかわらず、本件申請を却下した原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、処分庁が瑕疵ある説明を行ったと認めるに足りる証拠はない。他方、移送費の給付については、処分庁から請求人に対し、請求人による保護変更申請書の提出及び医療機関からの給付要否意見書の提出が必要である旨を説明していることから、処分庁は移送費の給付手続を周知していたと認められ、他に請求人に事前の申請が困難なやむを得ない事由があったと認めるに足りる証拠はなく、請求人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成31年1月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年2月5日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、通院に係る移送費の給付は、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものとされている。

また、通院に係る移送費の給付手続については、原則として事前の申請及び領収書等の提出が必要であることとされ、緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないこととされている。

この点、請求人は、処分庁の瑕疵ある説明により平成22年3月から平成28年5月までに要した移送費の申請を行うことができなかつたのであるから、平成29年5月15日に請求人が行った上記期間に係る移送費の支給を求める申請に対し、これを却下した原処分は違法又は不当であると主張する。

しかしながら、処分庁は、請求人に対し、移送費の給付に当たっては請求人による保護変更申請書の提出及び医療機関からの給付要否意見書の提出が必要である旨を説明しており、移送費の給付手続を周知していたと認められ、かつ、請求人において事前の申請が困難であった特段の事情もうかがわれない。よって、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長)	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	八	代	眞	由美